

国政選挙における投票率と投票所数との関係

The Relation between a Voter Turnout and the Polls in a National election

光延忠彦

MITSUNOBU Tadahiko

要旨 2000年代初頭から行われた「平成の市町村合併」と、2009年の政権交代後に新政権によって行われた「事業仕分け」とによって、国政選挙における投票所数は、島根県や県内自治体はもとより他の都道府県でも削減された。このような制度改正と並行して、2000年代中葉期を分岐に島根県はもとより県内自治体の投票率は、従来の横ばいから通減傾向へと移行した。果たして投票所数の削減は投票率に何らかの影響を及ぼしたのであるか。従来の研究では、投票所数と投票率の関係はあまり議論されて来なかったが、本稿は、こうした疑義を検討するための準備として、いくつかの論点を考察してみたい。

はじめに

2000年代に入って基礎自治体の選挙における投票所数は、都市部の一部を除けば総じて減少傾向に転じた。非都市部の基礎自治体では変更前と比較して約3割も削減された。この背景には、2000年代初頭から開始された市町村合併と2009年の政権交代後に行われた事業仕分けによる国政選挙費の削減とがあった。他方、国政選挙における島根県の投票率は55年体制の成立以降60%台後半から80%台後半を維持して47都道府県の首位に位置していた。衆議院選挙の投票率で見ると第1回の1946年選挙では島根県は78.8%、第2回で76.9%とわずかに低下したが、第3回では89.9%にまで達し、2012年の政権交代選挙まで47都道府県中で最高の投票率にあった。

こうした高い投票率は、衆議院選挙の選挙制度の変更を伴った1996年10月の衆議院選挙以降こそ70%台に低下したが、それでも1949年選挙から1993年選挙までのほぼ40年間全国首位に位置付けられている。こうした点は、参議院選挙でもほぼ同じであった。島根県の国政選挙における投票率は、このような経過で推移したことから国政選挙における島根県の投票率は高いということで脚光を浴びることになったのである¹⁾。

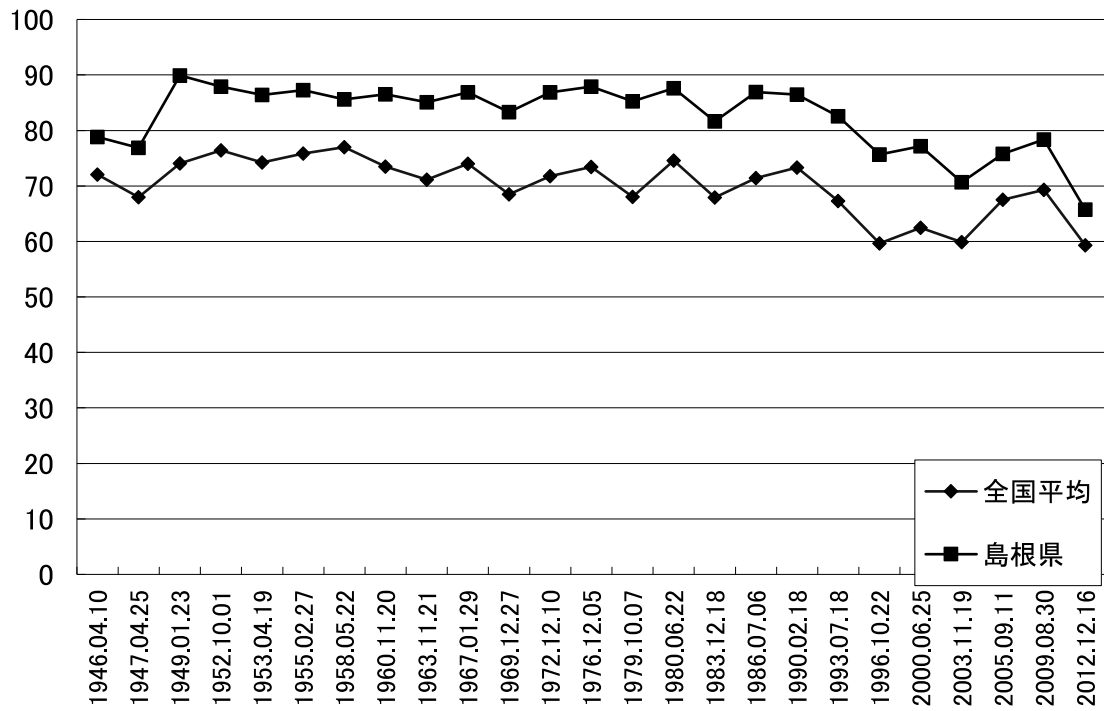


図1 衆議院議員選挙における投票率の推移²⁾(単位%)

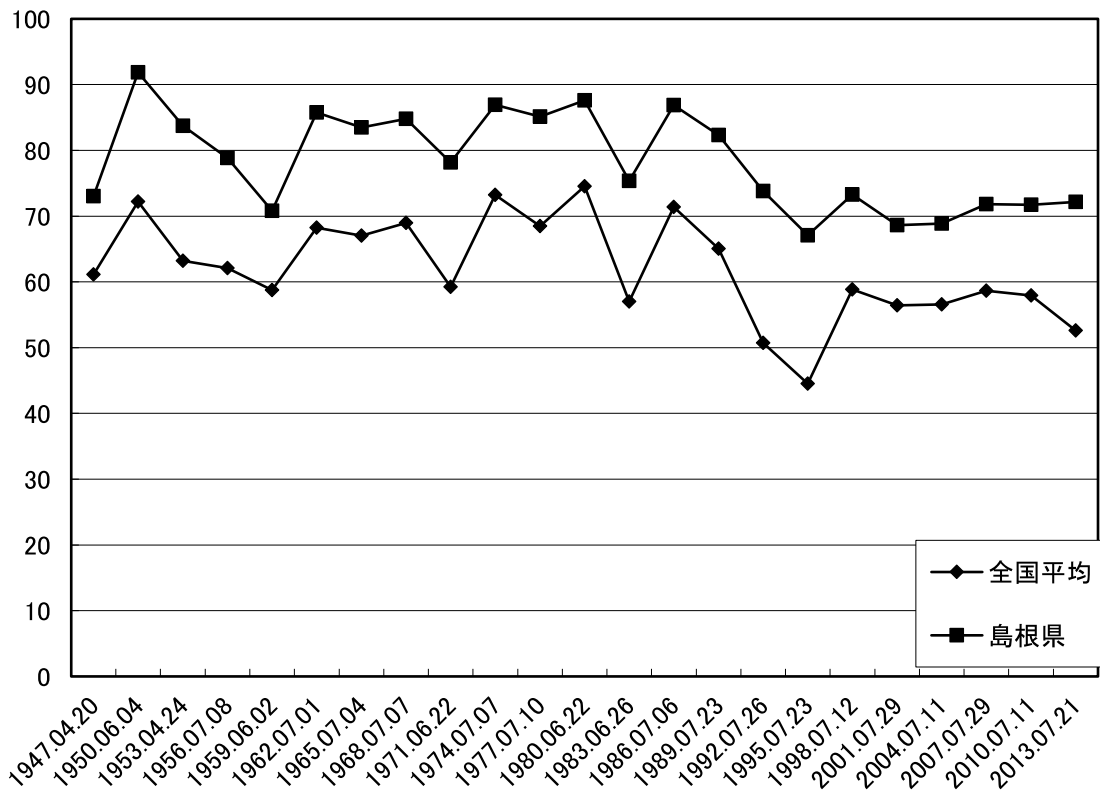


図2 参議院議員選挙における投票率の推移³⁾(単位%)

こうした選挙における投票率の研究は、従来、投票率の低迷状況やその要因については多くの研究が蓄積されて来た⁴⁾。そこでの投票行動についての日本の先行研究は、有権者の心理要因、天候や選挙区特性などの環境要因を説明変数とする有権者の投票行動に対する議論が中心であった。しかしながら、投票率の低下は投票者や棄権者の都合のみならず、有権者の置かれた選挙制度やその運用、即ち投票制度などの選挙行政にも依存するようと思われる。それというのも国政選挙であっても地方選挙であっても、両者、いずれの選挙であっても選挙行為そのもの自体は、公職選挙法、地方自治法、地方財政法等の法令の下で執行されるものだから、その制度が変更されれば、投票行為自体も変容される可能性があるためである。その傍証として、このような点ゆえに、2013年5月の公職選挙法の改正によって2013年の参議院選挙から実施された全国的な投票所数の削減は、有権者の投票機会の減少化に至ることから多くの関心が集まって⁵⁾、各種メディアは全国紙から地方紙に至るまで大きく報道した。非都市部では有権者が投票する際の投票所までの距離が、投票所の削減によって伸びることになるため、投票所までの交通機関の確保が困難視された高齢者などでは、深刻な事態となって切実な議論になった⁶⁾。また他方で、投票率の上昇下降については次のような状況も確認された。即ち、島根県の置かれた国政選挙における事情である。

そこで本稿は、投票所数の削減という選挙管理制度の変更は、投票率に何らかの影響を及ぼすのであろうか、この点について国政選挙を通じて検討を加える際、重要になる論点とはどのようなものか、それを考察することを目的とする。

1. 「都度の選挙」から「過程の選挙」

その際、留意することになるのは、第一に、既述の先行研究の多くは、一つ一つの選挙は各々独立しているのだから投票率の分析ではその都度の選挙を分析しさえすれば、その要因の解明は可能であるとの理解があったためであろうか、旧来の議論は、都度の選挙という時間の断面の分析が中心を為していたように思われる。ただ、選挙管理制度の変更が、投票率に及ぼす影響を測定する場合、ある時間という時間の断面ではなく、その時間の断面を連続させた時間断面の束、即ちその時間の流れ＝過程への着目が欠かせない。その過程を横断する特徴の把握は、都度の選挙を連結した過程分析と密接不可分だからである。仮にもこの点が明らかになれば、選挙管理行政における効率性は一層増すであろう。

2. 投票所数と自治体の裁量

第二に、そもそも投票所数の決定は基礎自治体の裁量になっているということである。1969年に旧自治省選挙部が示した投票所の設置基準によれば、基礎自治体に1箇所設置することは必要であるが、この点こそが保障されれば、それ以上に投票所数を増やすか否かは基礎自治体の裁量とされた⁷⁾。この根拠法は、総務省設置法第14条及び地方財政法第10条の4、そして公職選挙法第263条であり、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等であった。

先ず、基礎自治体をまとめる中核自治体の選挙管理委員会が行う事務経費としては、①公営費⁸⁾、②選挙公報発行費⁹⁾、③啓発費¹⁰⁾、④開票速報委託費¹¹⁾、⑤市区町村への交付費¹²⁾が、総務省自治体行政局選挙部から中核自治体の選挙管理委員会に交付される。ここから

選挙の実務を担う基礎自治体の選挙管理委員会には、以上の経費のうちの②選挙公報発行費の費目の中の選挙公報の配布費用が、また、③啓発費の中の選挙啓発費が委託される。そして⑤の市区町村への交付費は、市区町村の選挙の執行経費として投票所経費¹³⁾、期日前投票所経費¹⁴⁾、ポスター掲示場費¹⁵⁾、開票所費¹⁶⁾に支出される。つまり、中核自治体が総務省から委託される経費は、中核自治体が担う選挙事務についての経費が先ず配分されて控除され、基礎自治体には、残余の経費のうちの選挙の実施事務に関する経費が中核自治体の選挙管理委員会を經由して委託されるという手続きを経ることになっている。この経費の流れは国からの下降局面として見たが、逆に必要経費を基礎自治体から申請という面で見れば、市町村の選挙管理委員会は、国政選挙に関する経費に対し、執行経費基準表を作成し、これを都道府県の選挙管理委員会に申請し、この申請をまとめて中核自治体の選挙管理委員会が総務省自治行政局選挙部に申請するという経路になっている。この経過の中で中核自治体の事務は、この申請をまとめることに限定される。この申請書における各種費用は、当日の有権者数と投票所数とを軸にした詳細な規定に沿った積み上げ方式で積算される。つまり、国政選挙に関する選挙執行事務経費は国費で賄われ、執行に関わる事務として自治体側が守らなければならない点は、有権者数3000人以上の投票所は作らないという一点のみであった。それ以外は自治体の裁量に任されて来たのである。

しかし、こうした制度についての見直しが行われた。第一に、市町村合併に伴う投票所数の削減である。多くの自治体は2005年度の合併特例債発行期限から、それまでに合併をしたため、合併前の市町村の投票所数を継続して合併後にまで維持させた自治体もあれば、合併を期に投票所数を削減したところも出てきた。これは合併自治体間における合併条件から差異が生じたためである。合併条件が投票所数を維持することであった自治体もあれば、合併を機に削減する条件であったところもあったということである。島根県内基礎自治体の場合でも、出雲市、江津市、飯南町、川本町、津和野町の5市町村は、合併時に投票所数を削減した。この分岐となった選挙は、2007年参議院選挙と2009年の衆議院選挙であった（表1）。

表1 島根県内全自治体の投票所数の推移

選挙年	島根県	松江	浜田	出雲	益田	大田	安来	江津	雲南
1976.12.15	1,065	140	107	161	72	70	60	45	105
1979.10.07	1,056	140	107	161	63	69	61	45	105
1980.06.22	1,055	140	107	161	63	69	60	45	105
1983.12.18	1,035	139	107	146	63	69	54	45	105
1986.07.06	1,034	139	106	146	63	69	54	45	105
1990.02.18	1,034	140	107	146	63	69	53	46	104
1993.07.18	1,027	141	108	142	63	64	53	46	104
1996.10.22	1,028	143	108	141	63	64	53	46	104
2000.06.25	998	144	108	135	63	57	37	45	103
2003.11.19	989	140	106	134	62	57	35	46	103
2005.09.11	969	139	105	134	62	57	35	46	103
2009.08.30	876	135	104	89	62	56	35	28	103
2012.12.16	698	98	78	89	55	56	33	28	38

奥出雲	飯南	川本	美郷	邑南	津和野	吉賀	海士	西ノ島	知夫	隠岐の島
42	29	20	33	39	39	24	14	13	6	46
42	29	20	33	39	39	24	14	14	6	45
42	29	20	33	39	39	24	14	14	6	45
42	29	20	33	39	39	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	39	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	20	33	39	38	25	14	14	6	46
42	29	19	17	39	38	25	14	13	6	46
42	20	13	17	39	29	25	14	13	6	46
16	20	13	17	24	29	25	14	13	6	46

例えば、島根県内のA自治体の選挙管理委員会への聞き取り調査では、市町村合併に伴って、職員定数が削減されたにも拘わらず投票所数は依然として合併前の状況であったため、国政選挙の事務の実施に当該自治体には大きな負担がかかった。このため、当該自治体は投票所を削減する地域に出向いて、地域協議会などの住民組織と選挙管理委員会事務局との

協議の上で、削減に踏み切った。中国地方でも島根県、鳥取県、岡山県の3県は2007年の統一地方選挙の時の投票所数から2011年の統一地方選挙での投票所数で見ると削減率は10%以上にもなっていた¹⁷⁾。ただし、市町村合併によっても、投票所数を削減しなかった基礎自治体も島根県では19市町村のうちの松江市、浜田市など14基礎自治体もあった。基礎自治体によって事情は異なったのである。

3. 投票所数と自治体合併

第三に、次に投票所数が減少するのが、10年参議院選挙と12年衆議院議員選挙からであったため、この背景にはどのような要因が存在したのかという点である。即ち、政権交代による投票所数の削減である¹⁸⁾。2009年8月の衆議院選挙で自民党から民主党に政権交代したことを受け、2009年11月には、行政刷新会議による事業仕分けが行われた。この事業仕分けでの意見等が考慮されて、執行経費基準額が引き下げられる改正案が第174回国会に提出された。ただし、この法案は審議未了で廃案になったため、2010年の参議院選挙は従来通りの選挙になったが、それでも、総務省は、都道府県および市町村選挙管理委員会に対し、可能な限り効率的な選挙の執行に努めるよう指導し、経費の節減を求めた。この時点ではあくまでも行政指導という形でしかなかったが、しかし、同法案が成立すると、こうした様相は大きく変わる。

2007年の参議院選挙では、516.6億円の参議院選挙における執行経費が委託されたが、同改正案の成立後の2010年参議院選挙では、452.1億円となって13%委託費が減額されたのである。国会議員選挙にかかわる委託費は3年ごとに実施される参議院通常選挙において見直しが行われるため、島根県の投票所の規模が減少した要因はこの行政改革によるところが大きい。即ち、2010年の参議院選挙からの島根県内自治体における投票所数の減少は、この証左である。そうすると、総務省自治行政局選挙部は基礎自治体への国政選挙の執行に関し、基礎自治体の対応を尊重したため、合併時の統廃合に伴う投票所数の削減はあったものの、これは基礎自治体の都合によるものゆえ、その後の変化は、国の指導が顕在化したために行われた政治的变化であったといえよう。

以上の点は、財政支出は国の管理にあっても、実施に伴う裁量はいくまでも基礎自治体に委任するという形態が、行政改革の一環で変化して、この変化によって国政選挙の投票率も変化を伴ったと考えられるということである。投票場所とその数の選定には、全国の基礎自治体の数だけのバリエーションが存在するが、その際、国が選挙費用の削減という方向で、一元的管理をするとすると、効率性という点で人口規模の小さい基礎自治体こそが不効率になるため、人口規模の小さい基礎自治体は総じて投票率を下げることになるのではないか、ということである。

4. 中選挙区制と候補者の競争性

第四に、現行の選挙制度は1996年10月実施の衆議院選挙から導入されたが、戦後の一時期を除いて1996年まで長らく中選挙区制で実施されてきた。中選挙区制下の島根全県選挙区では、当選の見込まれた有力立候補者が5議席をめぐる競争が激化した。表2は衆議院選挙の中選挙区下における島根全県選挙区の立候補者数と当選者数を瞥見したものである。これによると、55年体制以降、5人の当選者数に対し、自民党及び同党系が4人、社会党が

2人、これに共産党1人が1976年の衆議院選挙から参入し、有力立候補者6、7人が5議席を目標に競合を繰り返すことになった。自民党及び同党系4人と社会党2人の立候補者数が定着する中、共産党が立候補のみならず、1979年の選挙から当選をするようになってくると、中選挙区下での選挙は、シーソーゲーム化して、投票箱の蓋を開けて見ないと当選者が分からないと、選挙関係者に囁かれるほど、激しい票の奪い合いを繰り返すことになった。

各々の立候補者の運動員は、中山間地の有権者数の少ない5人や10人程度の集落にまで選挙運動を展開した。その結果、投票日に地元にいる人々は、全部といってもよいほど投票に出かけることになった¹⁹⁾。こうした選挙運動は、有権者の最後の1人までをも投票所へ駆り立てた²⁰⁾。このため、立候補者の運動員にとって投票所は、発掘した運動員自身の候補者への票の受け皿でもあったため、なるべく有権者に身近の、利便性の高い票の受け皿としても機能しなければならないものとなった。従って、自身の立候補者の当選を第一に考える運動員にとっては、票の受け皿としての投票所は掘り起こした票を安価のコストで獲得するためにより有権者に身近でより近接して容易に投票できる存在でなければならなかったということである。即ち、多くの投票所が設置される必要があったのである。それは投票所の数に関心を向けざるを得ない状況ということもであった。投票所数が重視される理由である²¹⁾。

表2 衆議院選挙（中選挙区下）における島根全県区の候補者数と当選者数²²⁾
（ ）内：当選者数 主要政党の有力候補者を対象（単位：人）

選挙年	定数	自民系	社会	共産	その他	候補数
1958.05.22	5	4(3)	2(2)			6
1960.11.20	5	4(4)	1(1)		1(0)	6
1963.11.21	5	4(4)	2(1)			6
1967.01.29	5	4(4)	2(1)			6
1969.12.27	5	4(4)	2(1)			6
1972.12.10	5	4(4)	2(1)			6
1976.12.05	5	4(3)	2(2)	1(0)		7
1979.10.07	5	3(3)	2(1)	1(1)	1(0)	7
1980.06.22	5	3(3)	2(2)	1(0)		6
1983.12.18	5	3(3)	2(1)	1(1)		6
1986.07.06	5	4(3)	2(2)	1(0)		7
1990.02.18	5	4(4)	2(0)	1(0)		7
1993.07.18	5	4(3)	1(1)	1(0)	1(1)	7

5. 小選挙区制下の候補者競合性と投票所数に対する自治体裁量

さらに、このような現象の基底には、国や自治体の行う選挙行政²³⁾があったことを見逃

せない。ここでは、国政選挙であってもその事務の所掌は財政措置を含めて基礎自治体の選挙管理部門に委ねられ、基礎自治体の選挙行政を集約する立場の中核自治体の選挙管理部門も、基礎自治体の選挙行政に対しては、非権力的な行政行為の権限しか与えられていなかった。さらに、国の国政選挙を所掌した選挙管理部門と中核自治体の選挙管理部門との関係も基礎自治体と中核自治体との関係と同様であった。つまり、国政選挙であっても、国および中核自治体の国政選挙を所掌する部門には、投票所数を改訂する機能すら認められていなかったのに対し、基礎自治体には実施事務に伴う財政的措置をも含めて裁量が認められていた。このため、基礎自治体の裁量である投票区の設定や投票所数の配置に、地域により身近の政治的判断が関与し得たとしてもそれは想像に難くない。

おわりに

投票率と投票所数との相関が因果関係として成立するには投票所数の推移が投票率にパラレルであるか否かに依存しているといっても良い。このためには、都度の選挙ではなく「都度の選挙」を連続させた「過程の選挙」の中に両者の変数が共変して確認されるか否かが先ず問われなければならないであろう。また、自治体の裁量に依存した投票所の設置数が合併や自治体の行財政との関連から削減されたのか否かの確認も重要になる。また一口に自治体の合併といってもそれを契機に投票所の数が変更された自治体もあればそれ以上にむしろ国による国政選挙費の縮減に端を発して削減された場合もあって、自治体の対応は必ずしも一定していないため、これらの差異による投票率の差異とが相関するのか否か、この点にも検討が加えられなければならないであろう。そして中選挙区制時に見られた候補者間の競合性が、選挙制度の変更後にも確認されるのか否か、さらに中選挙区制時に比較して小選挙区比例代表並立制下では候補者間の競合性の程度が裁量を有する自治体の選挙管理部門に投票所数を増減させる要因として機能したか否か、こうした点からの検討も重要であろう。本稿で取り上げた以上のような論点が、検証されてこそ、本稿の目的は可能となるのである。

以上のように国政選挙にける投票率と投票所数について島根県及び県内自治体を対象に検討を加えたが、これらの論点は、両者の変数を検討する際の尺度でもあるため重要である。従って、こうした観点から当該課題に実証的な考察を加えることが残された課題である。

【謝辞】

本稿は、千葉大学大学院人文社会科学部研究科編『人文社会科学研究』第30号及び第31号に掲載された論文を基に大幅に加筆修正を加えたものである。また平成29年度島根県立大学学術教育研究特別助成金による研究成果の一部である。この場を借りて関係各位に感謝を申し上げる。

注

- 1) 山田政治「島根県山間部農村の政治意識」島根大学編『山陰文化研究紀要』第一号、1961年、47-72頁。山岡栄市「政治意識と選挙行動の実態—山陰と山陽の比較—」選挙調査研究会編『選挙調査研究紀要1967年第1集』公明選挙連盟、1968年、7-74頁。山田政治「政治意識と選挙行動の実態—松江市調査—」選挙調査研究会編『選挙調査研究紀要1968年第3集』公明選挙連盟、1969年、7-88頁。中村宏「島根の政治文化」島根大学編『山陰文化研究紀要』第22号、1982年、51-72頁。島根県の投

- 票率に関する研究では、山田政治「島根県山間部農村の政治意識」『山陰文化研究紀要』第一号、1961年、47-72頁。中村宏「地域政治の構造と動態—島根の保守政治集団の考察を中心に—」『島大法学』第26巻、第2・3号、1983年、23-58頁。山岡栄一『選挙調査研究紀要1967年第1集 政治意識と選挙行動の実態—山陰と山陽の比較—』、公明選挙連盟、1968年。山田政治『選挙調査研究紀要1968年第3集 政治意識と選挙行動の実態—松江市調査—』公明選挙連盟、1969年。中川政樹「政治参加と投票行動—島根県における高い投票率をめぐって—」『島根大学教育学部紀要（人文・社会科学）』第二十三巻第一号、1989年、1-19頁。
- 2) 資料は各選挙について公開された島根県の場合、島根県選挙管理委員会編『選挙の記録』、全国の場合、自治省選挙部編『衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』による。
 - 3) 資料は各選挙について公開された。島根県の場合、島根県選挙管理委員会編『選挙の記録』、全国の場合、自治庁選挙部局『選挙年鑑』及び自治省選挙部編『参議院議員通常選挙 結果調』による。
 - 4) 蒲島郁夫『政治参加』東京大学出版会、1988年。綿貫穰治他『日本人の選挙行動』東京大学出版会、1986年。蒲島郁夫「棄権の研究(1)」『選挙』1987年11月号。西澤由隆「地方選挙における投票率—合理的有権者の投票行動—」『都市問題』第82巻第10号、1991年10月号、27-44頁。宮野勝「総選挙における投票率の説明」『社会学評論』第40巻第2号、1989年、166-179頁。小林良彰「議員定数不均衡に関する計量分析」『都市問題』第82巻第7号、1991年7月号、75-86頁。森脇俊雅「合併と地方議会活動—議員アンケート調査の分析を中心として—」『年報 選挙研究』No. 23、2008年、82-90頁。永山正男『年報 選挙研究』No. 12、1997年、98-121頁。小林良彰「投票行動と政治意識に関する計量分析」『年報 選挙研究』No. 2、1987年、26-63頁。松本正生「無党派時代の終焉—政党支持の変容過程—」『年報 選挙研究』No. 21、2006年、39-50頁。松本正生「『そのつど支持』の政治的脈絡」『年報 選挙研究』29巻2号、2013年、60-73頁。浅野和生「戦前選挙における町村単位の集団投票—第16回～第20回総選挙における熊本第一区の投票結果の分析—」『年報 選挙研究』1988年、90-105頁。三船毅「参議院選挙投票率の推移—選挙動員効果からみた亥年現象—」『年報 選挙研究』24巻1号、2008年、69-94頁。三船 毅・中村 隆「衆議院選挙投票率の分析—1969年から2005年における年齢・時代・世代の影響—」『年報 選挙研究』25巻2号、2009年、83-105頁。飯田健「投票率の変化をもたらす要因—投票参加の時系列分析—」『年報 選挙研究』25巻2号、2009年、107-118頁。田中善一郎「雨の選挙学(その1)—第三十五回衆議院議員総選挙の分析—」『通産ジャーナル』第13巻第7号、1980年、50-58頁。田中善一郎「雨の選挙学(その2)—第三十五回衆議院議員総選挙の分析—」『通産ジャーナル』第13巻第8号、1980年、40-52頁。田中善一郎「雨の選挙学(その3)—第三十五回衆議院議員総選挙の分析—」『通産ジャーナル』第13巻第9号、1980年、88-99頁。『年報 選挙研究』No. 4、1989年。『年報 選挙研究』No. 1、1986年。日本選挙学会編『棄権の実証的研究』選挙研究シリーズNo. 10、1992年。山田真裕「投票率の要因分析—一九七九—八六年総選挙—」『年報 選挙研究』No. 7、1992年、100-116頁。
 - 5) 島根県のことについては「投票率日本一の現場から(上)」『山陰中央新報』1993年7月13日、朝刊。
 - 6) 姫路市選挙管理委員会編『投票区及び投票所の見直しについて』姫路市選挙管理委員会、2010年。箕面市選挙管理委員会編『箕面市における投票区・投票所の見直しについて』箕面市選挙管理委員会、2010年。小西健太他『投票区割り最適化のための多目的進化計算アルゴリズムにおける局所探索法の有効性』関西大学政策グリッドコンピューティング実験センター、2008年。鈴木勉『国政選挙投票所の削減と再配置』2011年。
 - 7) 各自治体に1箇所が必置されれば、必要に応じて自治体の選挙管理委員会が決定できることになっている。旧自治省の設置基準では、①投票所までの距離が3キロ以上あることの解消に努めること。②1投票所当たりの有権者数はおおむね3千人までとされた。
 - 8) 新聞広告、政見放送、ポスター作成等の費用で候補者に交付される経費である。
 - 9) 選挙公報の印刷費等にかかる経費である。
 - 10) 選挙啓発経費である。
 - 11) 開票速報業務経費である。
 - 12) これが市区町村の選挙管理委員会に都道府県経由で交付される。
 - 13) 投票所に関する人件費等である。
 - 14) 期日前投票所に関する人件費である。
 - 15) 掲示場の設置撤去に関する費用である。
 - 16) 開票所に関する人件費等の費用である。
 - 17) 『朝日新聞』2010年12月5日朝刊。削減率が10%以上は、既述の3県であるが、5%以上～10%未満の都道府県は、北海道、秋田県、山形県、長野県、三重県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県であった。5%未満の自治体は、東京都、神奈川県、大阪府以外の自治体が相当した。
 - 18) 国会議員の選挙は、地方財政法および公職選挙法の規定に基づいて、国がその経費を全額負担する

ことになっている。この国の負担については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律によるが、この法律が行政刷新会議の事業仕分けにかけられたのである。

- 19) 山岡栄一・山田政治『島根県における政治意識と投票行動』島根県選挙管理委員会、1961年、36頁。
- 20) 中川、前掲書、5頁。
- 21) 山田政治「選挙にあらわれた政治意識—島根県の場合—」日本政治学会編『年報 政治学』1965年、189-194頁。中川、前掲書、5頁。
- 22) 注釈1の資料から筆者が作成した。
- 23) 選挙管理行政に関しては、大西 裕編『選挙管理の政治学』有斐閣、2013年がある。